

# りそな企業年金研究所

## りそな年金 F A X 情報



《厚生年金基金・確定給付企業年金関連》

平成22年5月26日

### 掛金引上げの猶予適用後の取扱いについて

厚生年金基金および確定給付企業年金の掛金引上げの猶予を適用した場合におけるその後の取扱いについて、信託協会から厚生労働省に照会した結果、詳細が判明しましたので、ご案内いたします。

#### <掛金引上げの猶予とは>

財政運営の弾力化措置のひとつとして実施されたもの。

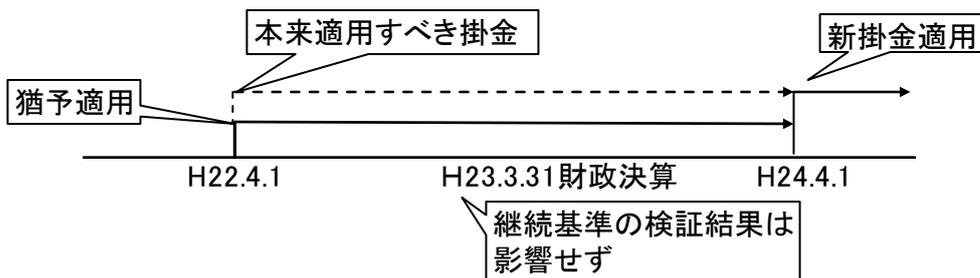
平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間においては、掛金の引上げが必要となる場合でも、所定の手続を行った場合には、掛金引上げの全部または一部を実施しないことができる。

#### 1. 標準掛金の引上げを猶予した場合

掛金引上げの猶予期間終了時（平成24年4月1日）までに、以下のいずれかの方法により、**標準掛金を見直すことが必須**です。

- 平成24年4月1日以前を適用日とする財政計算を行い、新しい掛金を算定する。
- 掛金引上げ猶予を適用したときの財政計算において、本来適用すべきであった規約上標準掛金を適用する。

【イメージ図】



(注) 図はイメージであり、aの方法を選択した場合、新掛金は、掛金引上げ猶予を適用したときの財政計算において本来適用すべきであった掛金と必ずしも一致するものではありません。

#### 2. 特別掛金の引上げを猶予した場合

例えば、財政決算で継続基準に抵触するなど、財政計算を行わなければならない事由に該当しなければ、平成24年4月1日以降も、引上げ猶予された現行掛金を適用するこ

とになります。

そして、次回財政再計算等の財政計算において、新しい特別掛金が算定されます。

<財政決算日が3月31日の場合>

①平成23年3月31日の財政決算において、継続基準をクリアした場合

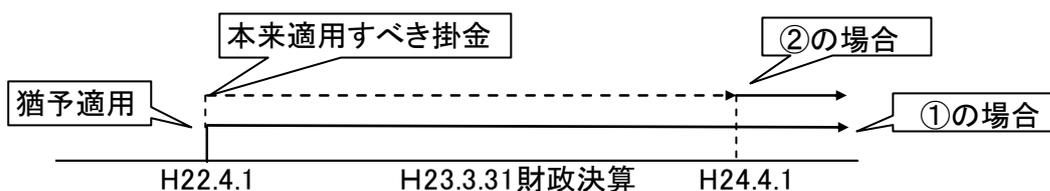
平成24年4月以降の掛金の見直しは不要。

(平成23年3月31日以降で財政再計算等に該当した場合には見直す。)

②平成23年3月31日の財政決算において、継続基準をクリアしなかった場合

平成23年3月31日を計算基準日として、掛金の見直しを行い、猶予期間終了時(平成24年4月1日)に、新しい掛金を適用する。

【イメージ図】



(注) 図はイメージであり、②の場合、新掛金は、掛金引上げ猶予を適用したときの財政計算において本来適用すべきであった掛金と必ずしも一致するものではありません。

### 3. 非継続基準に基づく特例掛金引上げ猶予を適用した場合

2. の継続基準と同様に、非継続基準に抵触して特例掛金を引き上げなければならない場合でなければ、平成24年4月以降も掛金の見直しは不要です。

本件に関するご質問などは、弊社の「営業担当者」までお問合せください。

<ご照会先>

りそな銀行 信託営業部 東京 03-6704-3415

大阪 06-6268-1297

以上